

人と暮らし
環境に優しい
福祉社会の実現

ふくいろうふく

改装第29号

2007年11月20日発行
発行 福井県労働者福祉協議会
福井市問屋町1丁目35番地
電話 0776-21-5929
編集 機関紙編集委員会
発行人 吉田哲夫



ピラ配り

「割賦販売法」抜本的改正に向けた署名活動などを取り組みしています。既に全国各地で署名活動が実施されており、福井では、十月九日福井駅西・東口にて福井弁護士会、労金・全労済・連合福井・労協の共同(計二十六人)で街頭署名を実施しました(三〇〇名の署名)。

昨年、中央労福協を通じて連合等と

新聞やテレビなどで報道されている通り、高齢者(若年層含む)が悪徳業者の詐欺商法(衣服や布団、宝飾品、エステ、リフォーム詐欺など)に遭い、クレジット関係の金銭トラブル

二〇〇八年通常国会に 改正案提出見込み

割賦販売法の抜本的改正による 被害防止に向けて

(特に個品割賦返済)が多く発生しています。その結果、多重債務に陥り深刻な生活破綻に陥ることも少なくなく、大きな社会問題になっていきます。

こうした問題に対する

中央労福協が求める悪質商法追放への ここが改正要求のポイント

法改正のポイントは4つ

- 第1は、過剰与信(貸付)の実効的な規則**
*クレジット会社の適正な与信審査(支払能力など)
- 第2は、加盟店(販売店)管理義務の法定**
*クレジット会社が加盟店の販売実態の把握・管理
- 第3は、加盟店(販売店)との共同責任**
*クレジット会社と共同責任
- 第4は、契約書型クレジット業者の登録制**
*現在、開業規制がなく無登録で営業可

●悪質商法の元凶は「契約書型」

クレジット(割賦販売)には「カードを発行してもらい商品を購入する」タイプと商品を購入するたびにごとに契約書を作る「契約書型」タイプがある。

訪問販売などの業者に悪用されるのが「契約書型」クレジット。国民生活センターによるとクレジット全体の2割にすぎない「契約書型」に苦情件数の8割が集中している。「契約書型」がなぜ悪質商法に利用されるのか。そこには構造的な問題があるといわれている。



署名活動



外観



職員



福井県民生協 新・介護施設 「宝永きらめきハウス」オープン

2007年10月27日(土)福井市宝永3丁目の元・生協会館跡地に、新しい小規模多機能の介護施設がオープンし、開所式を行いました。今年はずでに越前市(丹南デイサービス内)において10月15日小規模多機能介護施設がオープン。2008年3月には大野市においても建設を予定しています。

宝永きらめきハウスの内容は以下の通りですが、ぜひお近くにお寄りの際は、お気軽にご見学ください。

■小規模多機能施設の概要(1F)

介護が必要になった高齢者がいつまでも住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることが出来るように24時間、365日柔軟な介護サービスで支援します。通いを中心として必要に応じて宿泊や訪問サービスを受けることが出来ます。

■デイサービス(2F)

介護が必要になる前に自分の身体を見つめ直し、気軽にできる運動を中心とした訓練プログラムに参加していただくことで、要支援高齢者の自立を応援します。

■多目的ギャラリー(1F)

地域の方に貸し出しもできる多目的なコミュニティスペースです。

■多目的会議室(2F)

地域の方に貸し出しもできる多目的会議室です。幅広い年代の方を対象にした各種講座なども開催します。地域に親しまれる福祉施設として、地域の皆さんと一緒に事業に取り組んで参ります。またご利用者さんとの交流などボランティアさんも随時募集しておりますので、ご希望の方は以下にお問い合わせください。

■お問い合わせ

県民せいきょう宝永きらめき 0776-24-0800

ユニオントラベル

忘年会プラン

2007年11月12日~12月30日

- ☆10名様以上で宿泊料金の3%を還元!
- ☆15名様から専用宴会場にご案内!
- ☆15名様からカラオケサービス!
- ☆20名様から地酒1升プレゼント!
- ☆25名様からユニオン旅行券5千円進呈!

ユニオントラベル福井
〒916-8231 福井市問屋町1-3-5
Tel. 0776-21-2312 Fax. 0776-26-3982

労働者のための 相談無料

くらしなんでも相談所 ライフサポートセンター福井

☆労働問題・金融相談・その他生活相談(お困りごと)など、お気軽にどうぞ!

●相談日/平日(土・日・祝は休業)

■相談時間/9:00~17:00

■場所/福井市問屋町1丁目35
ユニオンプラザ内 1階南側
ライフサポートセンター福井

■電話/0120-629-417

■実施団体/福井県労働者福祉協議会

全労済からの健康ワシポイントアドバイス

秋といえば… 食欲の秋! スポーツの秋!

食事が体に及ぼす作用と、運動が体に及ぼす作用は違います。たとえば、内臓脂肪を減らすために、食事での脂肪の摂取を控えると蓄えられる脂肪の量が減り、運動ですすでに体に蓄えられている脂肪を燃焼させて減らします。このように、食事が運動のどちらかだけよりも、両方を組み合わせれば相乗効果を得ることができるのです。そこで、今回は『からだを動かそう!』ということで運動(歩く)をテーマにご紹介いたします。



① 歩く時は、普段より少し早足にし、歩幅を広めに歩いてみよう

歩く早さを変えると、消費するカロリーも変わります。効率よく脂肪を燃やすには、『大またでサッサッと歩く』のがおススメです!

<p>フワフワ歩く</p> <p>20分間で54kcal消費</p> <p> </p> <p>ご飯:お茶碗1/4杯分に相当</p>	<p>普通に歩く</p> <p>20分間で66kcal消費</p> <p> </p> <p>ご飯:お茶碗1/3杯分に相当</p>	<p>大またでサッサッと歩く</p> <p>20分間で84kcal消費</p> <p> </p> <p>ご飯:お茶碗1/2杯分に相当</p>
---	--	--

② 日常の歩数を増やしてみよう

〈1日あたりの歩数を知ろう〉

歩数を増やすためには、まず、今現在の1日当たりの歩数を知ることが必要です。万歩計を使用すれば手軽に知ることができます。1日の歩数の記録を一週間続け、1日あたりの平均歩数を計算します。1日7000歩以下だと運動不足といえます。

〈少しずつ歩数を増やしていこう〉

次に「1日1万歩」を目標に、少しずつ毎日の歩数を増やしていきます。1~2週で1~2割ずつ歩数を増やし、1日1万歩へ到達するのが理想的です。

日常の歩数を増やすコツ

- ① 駅のホームでは、階段から遠いところまで歩いて電車を待つ
- ② ランチを外食にするときは、会社から少し離れた店を選んで歩いていく
- ③ 車で外出したときは、目的地から遠い場所に駐車する
- ④ 車やバイク、自転車はなるべく使わない
- ⑤ エレベーターやエスカレーターはなるべく使わない
- ⑥ 最低1日2回はエレベーターを使わず階段を使う
- ⑦ 1階から3階までは階段を使う など。



~ 『1日1万歩あるこう!』と言われますが、それはなぜかご存知ですか? ~

私たちは、1日に平均2000kcalの食事をし、1日の生活(基礎代謝と一般的な活動)で1900~2100kcalを消費します(個人差があるので平均的な数値です)。単純に計算すると、1日あたり100~300kcal余分に摂っている事になります。

一般的に、9000歩(90分間)あるくと300kcal消費できます(ただし、年齢や性別・体重により消費カロリーは異なります)。つまり、余分に摂った300kcalは9000歩あるくと消費されるのです。9000歩では覚えにくいので、『1日1万歩』という数字が一般化しています。300kcal(ご飯軽盛り2杯分)を消費するために、『1日1万歩』を目標に歩いてみましょう!

300kcal分の運動

- ① 速歩:1万歩
- ② 水泳:15分
- ③ ゴルフ70分

300kcal分の食べ物

- ① ご飯:茶碗軽盛り:2杯
- ② チーズバーガー:1個
- ③ ピール中ジョッキ:2杯
- ④ バナナ:3本



第3回労福協世界見聞ツアー

バンコクと世界遺産アユタヤ遺跡の旅

今年は「バンコクと世界遺産アユタヤ遺跡の旅」を企画し、予定数である20名の方々より参加応募があり、ありがとうございました。旅行説明会も終え、いよいよ11月29日から4日間(12/2帰国)、歴史を訪ねる見聞ツアーに行ってみます。

知事との意見交換会 (知事要請)を開催!!

平成二十年度の福井県予算編成にあたり、十一月七日(水)、福井県職員会館において、福祉事業団体代表者と知事との意見交換会が開かれました。最初に県労福協の馬場会長が西川知事に要請書を提出、その後、各事業団体代表者(労福協・労

金・全労済 県民生協 旅行センター・労信協 労働会館)がそれぞれに事業内容と課題を報告し、知事との意見交換を行いました。その中では、事業概要や要請事項に関する様々な質問・意見が出され、意義ある交換会となりました。



要請書を手渡す会長

意見交換会風景

「ライフサポートセンター福井」の相談状況について

◎ 平成19年8月6日(オープン)~10月末日(3ヶ月間)

	相談合計	うち電話相談	うち来所相談	専門家取次
合計	171件	104件	67件	29件
	労働相談	金銭・財産	暮らし関連	その他
内容別件数	41件	88件	34件	8件

・3ヶ月間の相談内容は、金銭・財産(多重債務関係)がトップ(51%)、次いで労働関係相談(24%)の順、両相談では全体相談の8割弱(75%)占めている。

■平成19年度 第1回

「くらしなんでも相談会」の実施報告=弁護士帯同

- * 9月~10月の休日に実施(福井市を除く他の8市で開催)
- * 開催周知として、福井新聞、日刊新聞に広告掲載。各市の広報紙に掲載。
 - ・大野(0件)・勝山(2件)・あわら(3件)・坂井(9件)
 - ・越前(4件)・鯖江(8件)・小浜(3件)・敦賀(1件)
- ・相談総数は、30件で、市によって相談数の開きがあった。相談内容は、金銭関係の他、暮らしに係わる法的な内容で、弁護士対応による法律相談が多かった。

「暮らしなんでも相談所」として、当センターがオープンしてから早、三ヶ月が過ぎましたが、相談内容は、法律的なことから日常的な困りごとまで様々な内容の相談を受けています。相談項目としては、やはり金銭的に困っている多重債務関係の相談が多く、また、雇用形態の多様化などによる労働条件などの相談も少なくありませんでした。(左記参照)

当センターでは、暮らし・生活全般の困りごとや悩みなどの他、聞いてほしいことなども、相談に応じます。

第57回福井県

絵画 書道 写真

勤労者美術展

■期間/平成19年12月6日~12月9日

■会場/福井県立美術館 福井市文京3丁目16-1

■時間/9:00~17:00

(主催) 福井県労働者福祉協議会・福井県労働者福祉基金協会・福井県

第57回福井県勤労者美術展作品募集

皆さまが自由時間を利用して創作した作品を募集しています。勤労者美術展を自由時間活動のスタート、そして創作する仲間とのふれあいの場としませんか? 家庭でこつこつ制作している方、サークル等で活動している方、意欲的に創作している方、ふるって応募して下さい。あなたのすばらしい作品をお待ちしています。

なお「作品搬入」については次の通りです。

- 嶺北地区の出品者は、平成19年12月4日(火) 昼12時から午後4時30分までに会場(県立美術館)へ直接搬入して下さい。
 - 嶺南地区の出品者は、平成19年12月3日(月) 午前9時から午後3時までに北陸労金敦賀支店または小浜支店に搬入して下さい。
- * 部門・企画、応募資格、出品点数及び出品申込みなどの詳細については、労福協までお問い合わせ下さい。また、ろうふく前号(28号)に要項が記載されていますので参考にして下さい。